第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第９号
岡山県倉敷市笹沖1191番地４　レオパレス足高104
破産者　黒崎　　充
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
岡山県総社市井手1160番地４
破産者　吉田　充彦
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
岡山県倉敷市粒浦238番地１
破産者　山部　功二
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
広島県三次市粟屋町1731番地、住民票上の住所広島県三次市三和町羽出庭2739番地
破産者　鳳凰ベストカップルズこと　石川　公枝
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３９０号
愛媛県松山市居相２丁目５番１号　アイリス椿305号
破産者　笹原千津子
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字芝429番地１
破産者　油野　智美
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４０６号
高知市神田23番地１　県住Ｒ８号棟401号室
破産者　森下　祥行
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４号
福岡県久留米市合川町1401番地１　佐々木ビル101号
破産者　豊福真由美
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２７６号
長崎県西彼杵郡時津町子々川郷1380番地３
破産者　瀧口　義文
1　決定年月日　平成26年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

公文書等の管理に関する独立行政法人都市再生機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第3項の事務所のうち次の事務所を設置したので公示する。

平成 26 年４月１日　　独立行政法人都市再生機構理事長　上西　郁夫

設置する事務所の場所　宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目６番１号　独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部情報公開窓口、岩手県盛岡市中央通一丁目７番25号　独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部情報公開窓口

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第６号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 26 年４月 11 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	茨城県稲敷市沼田字しいが前2464番から千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通124番まで

２．指定する期日
平成26年４月12日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第７号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 26 年４月 11 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	茨城県稲敷市沼田字しいが前2464番から千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通124番まで

２．指定する期日
平成26年４月12日

３．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。